

福山市女性の働く環境改善補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性活躍推進を目的とした社内就業環境改善に係る経費に対して交付する女性の働く環境改善補助金（以下「補助金」という。）について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等とは、次の者をいう。

ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。

イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人に該当する者をいう。

ウ 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人に該当する者をいう。

エ 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。

オ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。

カ 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等に該当する者をいう。

キ 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 第1号アからカまでのもの及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業又は子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等に該当する者をいう。

(2) 「大企業」とは、「中小企業者等」以外の者で、事業を営む者をいう。

(3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる条件を全て満たす中小企業者等とする。ただし、みなし大企業は除く。

(1) 福山市内に本社又は事業所を有すること。

(2) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(4) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。)している事業主(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。))を行った事業主であつて、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)でないこと。

(5) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。

(6) 福山市の「グリーンな企業チャレンジ宣言」を申請し、申請状況について調査されることについて同意すること。

(7) 常時雇用する従業員が2名以上であること。

(8) 女性従業員を雇用している又は将来において女性の雇用意思があること。

(補助対象事業及び補助額等)

第4条 補助対象事業及び補助額は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象事業は、交付決定日以降に着手し、年度末までに完了するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 誓約書兼同意書（様式第3号）

- (4) 収支予算書
- (5) 収支予算書に計上した経費に関する見積書の写し
- (6) 補助対象事業を行う建物を所有している場合は、これを証する書類（建物登記簿、納税通知書など）
- (7) 補助対象事業を行う建物を賃借している場合は、これを証する書類（賃貸借契約書など）及び補助対象事業を行うことについて賃貸人が同意していることを証する書類（任意様式）
- (8) その他市長が必要とする書類
（補助金の交付回数）

第6条 同一企業に対する本補助金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

（審査）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、書面による審査を行うものとする。

- 2 申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加等を求めることができるものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、審査の結果を踏まえ、申請者に対する補助金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不交付の場合は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画変更等の申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業計画変更・取
下げ承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、
かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

- (1) 実施事業の内容の変更があるとき
- (2) 実施事業を休止、又は廃止するとき
- (3) 名称、所在地、代表者の変更があるとき

- 2 計画の変更により補助対象経費が減額となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。
- 3 計画の変更により補助対象事業費が増額となった場合は、当初決定額を上限とする。
- 4 市長は、承認又は不承認の決定に基づき、承認の場合は事業計画変更承認通知書（様式第7号）により、不承認の場合は変更不承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実施報告書の提出）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業終了後、30日以内又は3月末日のいずれか
早い日までに次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 事業内容が確認できる写真等

2 市長が必要と認めた場合、前項に加え、成果物の確認・提示を求めることができるものとする。
（補助金の交付額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実施報告書の提出があったときは、内容について審査を行い、適当と認める場合は、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、補助金額及び交付条件を通知するものとする。
（補助金の交付手続）

第12条 前条の規定による補助金交付額確定通知書の通知を受けた者は、速やかに本補助金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。
（決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
（財産の処分及び管理）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、取得財産等が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
（調査等）

第15条 市長は、補助金の交付について必要と認める場合は、申請者等に対して報告を求める、又は現地調査等を行うことができるものとする。

2 市長は、必要があると認める場合は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め検査し、又は指示することができる。
（業績の評価）

第16条 市長は、事業の実施結果について検証及び評価を行うため、事業成果等の確認を行うものと

し、本補助金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

(帳票)

第17条 この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(関係図書の保存)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付にかかる関係図書や、補助金の支払に関する証拠書類を、補助金が交付された年度の末日から5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等の耐用年数が5年を超える場合、耐用年数の期間が経過するまで、取得財産に関する書類を保存しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年(平成30年)4月1日から実施する。

この要綱は、2021年(令和3年)4月1日から実施する。

この要綱は、2023年(令和5年)4月1日から実施する。

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から実施する。

この要綱は、2025年(令和7年)4月1日から実施する。

この要綱は、2026年(令和8年)4月1日から実施する。